

「おきなわ農産物流通拡大事業」企画提案募集要領

1 委託事業名

令和6年度 おきなわ農産物流通拡大事業

2 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 事業の目的等

本県の農業は亜熱帯気候を活用したトロピカルフルーツや、冬場の温暖な気候を活用した冬春季野菜、花き類等が盛んに生産されている。一方、島嶼県であるため農地が狭小で散在しており、小規模な生産単位となっている。また首都圏等の消費地から離れているという地理的不利性を抱え、生産・流通面から高コストとなっている。そのため生産者の所得向上のためには農産物の高付加価値化や価値の創造を図る必要がある。

本事業では本県農産物のブランド力の強化を目的とした販売戦略の構築、各取組を実施し、価値の創造、高付加価値化を図る。

4 予算額

委託料 11,000,000円以内（消費税込み）

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり契約金額ではない。

5 業務内容、企画提案内容等について

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。

(4) 別添企画提案仕様書及び委託契約書の趣旨に則するとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。

(5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

- (6) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員の全てが、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)及び(4)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。

7 応募方法等

- (1) 質問がある場合は、令和6年4月30日(火)までにファクシミリ、
Eメール (aa048600@pref.okinawa.lg.jp) いずれかの方法により質問書【様式8】
を提出すること。ファクシミリまたはEメールで提出する場合は、受信確認が必要。
回答は、当課ホームページへの掲載をもって回答とする。
※問い合わせ先は、下記13参照
- (2) 参加申込及び企画提案書の提出
- ア 申込期限：令和6年5月13日(月)17:00
 - イ 提出書類：企画提案書のほか応募書類一式※「8 応募書類」を参照のこと。
 - ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。
※期限を過ぎた場合はいかなる場合も受け付けません。

8 応募書類

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) 応募申請書 | | 【様式1】 |
| (2) 企画提案書 | | 【様式2】 |
| (3) 会社概要書 | | 【様式3】 |
| (4) 積算書 | | 【様式4】 |
| (5) 実績書 | | 【様式5】 |
| (6) 誓約書 | | 【様式6】 |
| (7) コンソーシアム協定書様式 | | 【様式7】 |
| (8) 質問書 | | 【様式8】 |
| (9) 参考資料(必要に応じて) | | |

※コンソーシアムの場合は、【様式3】【様式5】【様式6】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式7】の写しを添付すること。

※【様式3】会社概要書には2期分の決算書の写しを添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※提出部数： 応募申請書1部、その他については各7部。
(原本1部、残り6部は原本写しを提出)

※穴を開けないこと。また、ファイルに綴る必要はありません。

※コンソーシアムの場合の書類の綴り方については、企業ごとでまとめるのではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式ごとにまとめて綴ること。

9 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式2】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

※穴を開けないこと。また、ファイルに綴る必要はありません。（再掲）

10 審査の方法

(1) 第一次審査（書類審査）

応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において書類審査を行ったうえで、上位3社を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを、電子メール及び書面で通知する。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認したうえで、全て第二次審査の対象とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

《※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、第二次審査対象者に連絡します。》

二次審査については、沖縄県農林水産部流通・加工推進課に設置する。企画提案審査会において、各社のプレゼンテーションについて、事業目的、6の応募資格等のもとより、関係専門的視点から検討を加えた後、総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

また、第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

ア 開催日：令和6年5月17日（金）※予定

イ 審査会場への入場者は2名以内とする。

ウ 応募者の審査時間は1社あたり25分（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）を予定しプレゼンテーション審査を行う。

エ 第二次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、プロジェクター等は利用しない。

(3) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下の通りとする。

ア 最優秀提案者とその評価点

イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ その他

(4) 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

11 評価基準

(1) 基本認識

沖縄県の農林水産物の現状を的確に理解し、市場流通県産農産物のブランド化に向けた調査等に係る業務のノウハウを有しているか。また出荷団体や市場流通関係事業者等と連携する体制が整っているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

【特記事項】

① 提案者が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合は、審査結果に加点を行う。

② 提案者が、国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、審査結果に加点を行う。

(①、②いずれかの記載でも可)

12 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (5) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄県流通・加工推進課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

※ 契約保証金について（抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13 お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班
〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 （県庁 9 階）
電話番号：098-866-2255 FAX：098-862-7519
Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp
担当： 宮城、浦崎